

平成25年度事業計画

平成25年度 事業計画（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

公益目的事業

1. 公益目的事業

(1) 奨学金の給付

定款第4条第1項に掲げる事業は次の計画により行う。

① 大学生に対する奨学金の給付

北海道内の大学生15人に月額20,000円を給付する。

内訳 継続 7名(4年生7人)

新規 8名(3年生8人)

合計 15名 $15人 \times 20,000円 \times 12月 = 3,600,000円$

② 大学院生に対する奨学金の給付

北海道内の大学院生15人に月額25,000円を給付する。

内訳 継続 7名(修士2年生7人)

新規 8名(修士1年生8人)

合計 15名 $15人 \times 25,000円 \times 12月 = 4,500,000円$

全奨学生 30名 合計支給額 8,100,000円

継続奨学生

継続奨学生14名は4月に進級、成績の報告を提出する。

選考委員会は提出書類を給付規程第2条(奨学生の資格)、第10条(奨学金給付休止)に則って審議し、継続か否かを決定する。

新規採用奨学生

新規採用は4月末に応募を締め切り、選考委員会は書類審査、作文審査、面接を行い選考決定し、理事会の決議を持って決定する。

(2) 奨学生の指導

定款第4条第2項に掲げる事業は次の計画により行う。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 授与式 | 平成25年6月29日 |
| ② 奨学生全体交流会 | 平成25年8月28日 |
| ③ 学校訪問 | 大学の奨学金担当者、奨学生指導教授に情報提供する |
| ④ 奨学生訪問 | 奨学生を個人、またはグループとして面談、ミーティングを行う |
| ⑤ 修了式 | 平成26年2月28日 |

2. その他の事業

(1) 広報活動

- イ. ホームページによる広報活動(奨学生募集、情報公開等)
- ロ. 関係者に書簡、電子メールにより行事など活動状況を報告する

(2) 修了生徒との継続的な交流活動

諸行事への参加案内、また各地で1, 2回交流会を実施し、情報交換を行なう。